第５章　給 与 関 係

○公益財団法人千葉県下水道公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（平成25年４月19日評議員会議決施行）

平成25年４月１日施行
平成25年６月４日評議員会議決　平成25年７月１日施行
平成28年４月１日評議員会議決　施行
令和7年４月１日評議員会議決　施行

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人千葉県下水道公社(以下「公社」という。)の定款第18条第３項及び第35条第２項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

(4) 評議員とは、定款第15条の規定に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第13号に定める報酬、賞与及びその他職務遂行の対価をいう。

(6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費及び手数料をいう。

（報酬等の支給）

第３条　常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給する。

２　常勤役員の報酬は月額とし、給料及び地域手当とする。

３　常勤役員には、前項の報酬のほか、通勤手当を支給する。

４　非常勤監事のうち、特別の資格を有し、財産の状況等会計監査の実務及び理事の業務執行状況等の監査を行う者には、職務執行の対価として、謝礼金を支払う。

５　非常勤役員及び評議員には、その職務のため会議等に出席したときは、職務執行の対価として、謝礼金を支払う。ただし、国家公務員法第２条及び地方公務員法第３条に規定する一般職又は特別職である非常勤役員及び評議員には支払わない。

（報酬等の額の決定）

第４条　常勤役員に支給する報酬月額は、別表第１「常勤役員に支給する報酬月額」のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

２　常勤役員に支給する手当の額は、公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程に定める公社職員の例に準ずるものとする。

３　前条第４項の非常勤監事に支払う謝礼金の額は、別表第２「非常勤監事に支払う謝礼金の額」のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

４　前条第５項の非常勤役員及び評議員に支払う謝礼金の額は、別表第３「非常勤役員及び評議員に支払う謝礼金の額」のとおりとする。

（費用の支払）

第５条　公社は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものと

する。

２　役員及び評議員には、理事会及び評議員会の出席の都度、交通費を支払う。ただし、役員又は評議員が国家公務員法第２条及び地方公務員法第３条に規定する一般職又は特別職である場合は、その者からの請求があった場合に限り支払うものとする。

３　前項に定める交通費の額は、公益財団法人千葉県下水道公社旅費支給規程に定める公社職員の例に準ずる。

（報酬等の支給方法）

第６条　第３条第２項に定める給料及び地域手当並びに同条第３項に定める通勤手当の支給方法は、公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程に定める公社職員の例に準ずる。

２　月の途中で新たに理事に就任した場合又は退任若しくは解任の場合の第３条第２項に定める給料及び地域手当の支給月額は、日割計算等を行わず１か月分を支給する。

（退職手当）

第７条　役員及び評議員が任期満了又は退任した場合の退職手当は、支給しない。

（公表）

第８条　公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

（補則）

第10条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　則

１　この規程は、平成25年４月19日から施行し、平成25年４月１日から適用する。

２　財団法人千葉県下水道公社役員報酬等支給規程は、この規程の施行の日に廃止する。

附　則

この規程は、平成25年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１　常勤役員に支給する報酬月額（第４条第１項関係）

区　　分	報 酬 月 額
理　　事　　長	１００万円までの範囲内
専　務　理　事	
常　務　理　事	

別表第２　非常勤監事に支払う謝礼金の額（第４条第３項関係）

区　分	謝礼金の額	適　　用
監　　事	100万円/年までの範囲内	特別の資格を有し、財産の状況等会計監査の実務及び理事の業務執行状況の監査等を行う者

別表第３　非常勤役員及び評議員に支払う謝礼金の額（第４条第４項関係）

区　分	謝礼金の額	職務の内容	適　　用
理　　事 監　　事 評 議 員	30,000円/日	職務のため、理事会又は評議員会等の会議に出席した者	国家公務員法第２条及び地方公務員法第３条に規定する一般職又は特別職でない者

○公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程

（平成４年３月３日理事会議決施行）

改正　平成４年７月29日理事会議決　平成４年８月１日施行
平成４年12月25日理事会議決　平成４年12月25日施行
平成５年12月24日理事会議決　施行
平成６年12月22日理事会議決　施行
平成７年３月24日理事会議決　平成７年４月１日施行
平成７年12月22日理事会議決　施行
平成８年３月25日理事会議決　平成８年４月１日施行
平成８年12月24日理事会議決　施行
平成９年３月26日理事会議決　平成９年４月１日施行
平成９年12月24日理事会議決　施行
平成10年３月24日理事会議決　平成10年４月１日施行
平成10年10月27日理事会議決　平成10年11月１日施行
平成11年３月12日理事会議決　施行
平成11年３月25日理事会議決　平成11年４月１日施行
平成11年９月28日理事会議決　平成11年10月１日施行
平成11年12月24日理事会議決　平成11年12月24日
第１条の規定（第18条第２項の改正規定を除く。）及び次項から附則第５項までの規定施行
平成12年１月１日
第１条の規定（第18条第２項の改正規定に限る。）、第2条及び附則第6項から第11項までの規程施行
平成12年３月21日理事会議決　平成12年４月１日施行
平成12年９月27日理事会議決　平成12年10月１日施行
平成13年12月26日理事会議決　施行
平成14年12月26日理事会議決　平成15年１月１日施行
平成15年７月29日理事会議決　施行
平成15年11月28日理事会議決　平成15年12月１日施行
平成16年１月28日理事会議決　平成16年４月１日施行
平成16年12月13日理事会議決　施行
平成17年７月28日理事会議決　平成17年８月１日施行
平成18年12月26日理事会議決　平成19年１月１日施行
平成19年７月18日理事会議決　平成19年８月１日施行
平成20年３月24日理事会議決　平成20年４月１日施行
平成21年３月24日理事会議決　平成21年４月１日施行
平成21年６月28日理事会議決　施行
平成21年８月31日理事会議決　平成21年８月１日施行
平成21年12月21日理事会議決　施行
平成22年12月20日理事会議決　平成22年12月１日施行
平成23年５月26日理事会議決　平成23年５月26日施行
平成23年12月20日理事会議決　平成23年12月20日施行
平成24年３月26日理事会議決　平成24年４月１日施行
平成24年５月25日理事会議決　平成24年５月25日施行
平成25年７月16日理事会議決　平成25年７月16日施行
平成26年３月24日理事会議決　平成26年４月１日施行
平成26年４月16日理事会議決　平成26年４月１日施行
平成27年１月20日理事会議決　平成27年１月21日施行
平成27年３月25日理事会議決　平成27年４月21日施行
平成28年３月25日理事会議決　施行
平成29年１月16日理事会議決　施行
平成29年３月24日理事会議決　平成29年４月１日施行
平成30年１月11日理事会議決　施行
平成31年１月15日理事会議決　施行
令和２年１月16日理事会議決　施行
令和２年12月17日理事会議決　施行
令和３年12月17日理事会議決　施行
令和５年１月18日理事会議決　施行
令和５年３月20日理事会議決　令和５年４月１日施行
令和６年１月30日理事会議決　施行
令和７年１月30日理事会議決　施行
令和７年３月17日理事会議決　令和７年４月１日施行
令和８年１月22日理事会議決　施行

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人千葉県下水道公社定款第54条に規定する職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第２条　公益財団法人千葉県下水道公社（以下「公社」という。）で常時勤務を要する職員に対する給与の種類は、給料及び諸手当とする。

２　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、住居手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

３　諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、住居手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（給料表等）

第３条　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表（別表第１）に定める職務の級に区分する。その区分の基準は、給料表級別職務区分表（別表第２）に定めるところによる。

２　給料は、職員の職務を前提に規定する級のいずれかに格付し、給料表に定めるところにより支給する。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第４条　職員を新たに採用し、又は昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、その採用し、又は昇格させようとする職務の級の定数に欠員がありこれを補充しようとする場合であって、かつ、採用し、又は昇格させようとする者が採用し、又は昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

２　初任給（新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給をいう。）は、別表第３のとおりとし、昇格の基準及び初任給決定手続については、理事長が別に定める。

３　職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

４　前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給（その職務の級が７級以上である職員にあっては、３号給）とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

５　55歳に達した日後最初に到来する４月１日以降に在職する職員の第３項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

６　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

７　業務上の負傷又は疾病により勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、その者の号給を調整することができる。

８　第３項から第６項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の支給日及び支給方法）

第５条　職員の給与の支給日は、当該月の21日とする。ただし、その日が公益財団法人千葉県下水道

公社就業規則（以下「就業規則」という。）第９条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）、土曜日又は日曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。なお、前段の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めたときは、別に支給日を定めることができる。

２　職員の給与は、その支給日において当月分の給料及び諸手当を支給する。ただし、給料について、その支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じ、又はこれらの額に変更を生じたときが月の支給日以降である場合には翌月の支給日において、その差額を追給し、又は控除する。

３　前項の規定にかかわらず、千葉県からの派遣職員のうち、有給派遣職員にあっては、給料は支給しないものとする。

第５条の２　就業規則第 39 条の 10 の規定により採用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表（別表第７）の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間を就業規則第６条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（日割計算）

第６条　職員の給与が月額をもって定められている場合において、これを日割計算により支払うときは、その月の現日数からその月の日曜日及び土曜日の現日数を差引いた日数を基礎として計算する。

（退職及び死亡の場合の給与の支払方法）

第７条　職員が退職し、又は死亡した場合は、その日までの給与を支給日外にあっても支給することができる。

（特殊勤務手当）

第８条　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務で、給料上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

２　特殊勤務手当の種類、支給範囲及び手当の額については別表第４に定めるところによる。

３　特殊勤務手当の額は、勤務時間又は勤務の状況により、これを減額して支給することができる。

４　職員が特殊勤務手当を支給される２以上の作業（災害応急手当を除く。）に同時に従事したときは、当該特殊勤務手当の額はいずれか高い額を支給する。

（管理職手当）

第９条　管理又は監督の地位にある職員に、管理職手当を支給する。

支給額は、次のとおりとする。

職	支給額
部　長	88,500円
次　長　　技　監　　参　事	77,500円
課　長　　副参事　　副技監	66,500円
場　長	56,900円
主　幹	49,900円

（扶養手当）

第10条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他の生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3　扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という、）については1人につき13,000円、扶養親族である父母等については1人につき6,500円とする。

4　扶養親族である子のうち15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日後の最初の３月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、当該職員は、直ちにその旨、理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は第２項第２号若しくは第４号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

6　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)　扶養手当を受けている職員に更に第５項第１号に掲げる事実が生じた場合

(2)　扶養親族を受けている職員の扶養親族で第５項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

（地域手当）

第11条　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準等を基礎に千葉市、市川市及び我孫子市の地域（以下「甲地」という。）に勤務する職員に支給する。甲地以外の地域（以下「乙地」という。）に勤務する職員についても同様とする。

2　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 甲地　　100分の9.2

(2) 乙地　　理事長が別に定める

3　第１項及び第２項の規定にかかわらず、千葉県からの派遣職員のうち、有給派遣職員にあっては、地域手当は支給しない。ただし、有給派遣職員のうち、管理職手当受給者の管理職手当支給額に係る地域手当は支給するものとする。

（通勤手当）

第12条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。)

2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第１号及び第３号に掲げる職員にあっては月の１日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が定める期間（以下「支給対象期間」という。)、第２号に掲げる職員にあっては月の１日から末日までの期間につき当該各号に定める額とする。

(1) 前項第１号に掲げる職員　理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　自転車を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。）　自転車の使用距離が、片道５キロメートル未満である職員にあっては2,000円、片道５キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあっては3,800円、その他の職員にあっては5,000円

イ　普通自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する自動車のうち、自動二輪車以外の自動車をいう。以下同じ。）又は原動機付自転車等（自転車等のうち、自転車及び普通自動車等以外のものをいう。以下同じ。）を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。）　別表第５に掲げる額

ウ　自転車、普通自動車等及び原動機付自転車等を併せて使用する職員又はこれらのうちいずれか二つを併せて使用する職員　それぞれの片道の使用距離に応じてア及びイに定める額を合計した額。ただし、その合計した額がその職員の自転車等の片道の使用距離に応じた普通自動車等使用者（普通自動車等を併せて使用しない場合にあっては、原動機付自転車等使用者）に係る額を越える場合にあっては、当該額

(3) 前項第３号に掲げる職員　自転車等の使用距離が片道２キロメートル以上である職員にあっては第１号に掲げる額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合

計額、自転車等の使用距離が片道２キロメートル未満である職員にあっては第１号に掲げる額又は前号に掲げる額とのいずれか高い方の額

３　第１項第１号又は第３号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額、第２項第２号に定める額をその支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、150,000円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

４　前３項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

（在宅勤務等手当）

第12条の２　住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間（就業規則第15条に規定する休暇により勤務しない時間を除く。）の全部を勤務することを、理事長が定める期間以上の期間について１か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

２　在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

３　前各項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（時間外勤務手当）

第13条　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対し勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

２　時間外勤務を命ぜられた職員が時間外勤務を行った場合の当該月の時間外勤務時間の合計時間数に30分未満の端数がでた場合は、その時間は切捨てるものとする。

（休日勤務手当）

第14条　休日において、職員が正規の勤務時間として勤務することを命ぜられた場合には、その勤務した全時間に対し勤務１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第15条　第９条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により勤務を要しない日又は就業規則第９条に規定する休日等（以下「週休日等」という。）に勤務をした場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、第９条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前各項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第１項に規定する場合　　同項の勤務１回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

(2) 前項に規定する場合　　同項の勤務１回につき、6,000 円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

4　前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第16条　管理職手当の支給を受ける職員に対しては、第13条及び第14条の規定は適用しない。

第17条　削除

（住居手当）

第18条　自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から27,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額

（期末手当）

第19条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）に在職する職員に対して職員の在職期間に応じ支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職（死亡による退職を含む。）した職員についても同様とする。

2　前項の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次の各号の一に該当する職員以外の職員とする。

(1) 無給休職者、刑事休職者（刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされている職員をいう。）

(2) 服務規律に違反し、停職にされている職員

(3) その退職し、または死亡した日において、前号に該当する者

(4) その退職の後、基準日までの間において次に掲げる者となった者

ア　公社に常時勤務することとなった職員

イ　単純な労務に雇用されている者

(5) その退職が服務規律の違反による者

(6) 削除

(7) 基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた者

(8) 次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた者

(9) 基準日以前６か月以内の期間の全期間を就業規則第21条第２項の規定により看護休暇の承認を受けて勤務しなかった職員

3　基準日前１箇月以内において職員としての退職が２回以上あるものに対する期末手当の支給について前項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみについてこれを適用するものとする。

4　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は

死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額と、職務段階等に応じて、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に、別表６に定める割合を乗じて得た額との合計額（以下「基準額」という。）に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ６箇月　100分の100

(2) ５箇月以上６箇月未満　100分の80

(3) ３箇月以上５箇月未満　100分の60

(4) ３箇月未満　100分の30

５　前項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間は除算する。

(1) 第２項第１号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 休職（業務傷病を除く。）にされていた期間については、その２分の1

(3) 育児休業の承認を受けていた期間については、その２分の１

６　基準日６箇月以内の期間において第２項第３号に掲げる者が職員となった場合は、その期間においてそれらの者として在職した期間を前項の在職期間に算入する。

７　前項の期間の算定については、第５項の規定を準用する。

８　期末手当は、次表に掲げる基準日について、それぞれ同表に定める日（これらの日が日曜日に当たるとき、又は土曜日に当たるときは、それぞれ同表に掲げる日）に支給する。

基　準　日	支　給　日	日曜日に当たるとき	土曜日に当たるとき
6月１日	６月30日	６月28日	６月29日
12月１日	12月10日	12月８日	12月９日

９　第１項から第８項までの規定にかかわらず、千葉県からの派遣職員のうち、有給派遣職員にあっては、期末手当の算定において、公社職員としての役職加算率を用いて算出した額と千葉県職員としての役職加算率を用いて算出した額との差額を支給するものとする。

10　定年前再雇用短時間勤務職員に対する第４項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは、「100 分の 70」とする。

（期末手当の支給の一時差止め）

第19条の２　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限る。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に間する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認められるとき

2　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

3　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、一時差止処分書（別記第１号様式）を交付するとともに、一時差止処分の事由を記載した処分説明書（別記第２号様式）を交付しなければならない。

5　前条第２項第７号、第８号及び本条の規定は勤勉手当の支給について準用する。

（勤勉手当）

第20条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）に在職する職員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職した職員についても同様とする。

2　前項の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次の各号の一に該当する職員以外の職員とする。

(1) 休職者（業務傷病による休職者を除く。）

(2) 服務規律に違反し、停職されている職員

(3) その退職し、又は死亡した日において前２号のいずれかに該当する者

(4) その退職の後、基準日までの間において次に掲げる者となった者

ア　公社に常時勤務することとなった者

イ　単純な労務に雇用されている者

(5) その退職が服務規律の違反による退職者

(6) 基準日以前６か月以内の期間の全期間を就業規則第21条第２項の規定により看護休暇の承認を受けて勤務しなかった職員

(7) 育児休業又は介護休業をしている職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がない職員

3　基準日前１箇月以内において、職員としての退職が２回以上ある者に対する勤勉手当の支給について前項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみについてこれを適用するものとする。

4　勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額と、職務段階等に応じて、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に、別表６に定める割合を乗じて得た額と

の合計額（以下「基礎額」という。）に、理事長が次項において定める勤勉手当に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき基礎額に100分の105を乗じて得た額を超えないものとする。

5　前項前段に規定する場合は、次項に規定する職員の勤務時間による割合（以下この条において「期間率」という。）に第10項に規定する職員の勤務成績による割合（以下この条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

6　期間率は、基準日以前６箇月以内の期間における職員の勤務時間に応じて、次の表に定める割合とする。

勤務期間	期間率
６箇月	100分の100
５箇月15日以上６箇月未満	100分の95
５箇月以上５箇月15日未満	100分の90
４箇月15日以上５箇月未満	100分の80
４箇月以上４箇月15日未満	100分の70
３箇月15日以上４箇月未満	100分の60
３箇月以上３箇月15日未満	100分の50
２箇月15日以上３箇月未満	100分の40
２箇月以上２箇月15日未満	100分の30
１箇月15日以上２箇月未満	100分の20
１箇月以上１箇月15日未満	100分の15
15日以上１箇月未満	100分の10
15日未満	100分の５
零	零

7　前項に規定する勤務期間は、職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間は除算する。

(1) 休職（業務傷病による休職を除く。）にされていた期間

(2) 服務規律に違反し、停職されている期間

(3) 給与を減額された期間

(4) 負傷又は疾病（その負傷又は疾病が業務傷病に起因する場合を除く。）により勤務しなかった期間から週休日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、理事長が定める期間を除く。

(5) 育児休業の承認を受けていた期間については、その全期間

(6) 介護休業の承認を受けていた期間については、その全期間

8　第19条第６項の規定は、前項に規定する公社職員として在職した期間の算定について準用する。

9　前項の期間の算定については、第７項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

10　成績率は、100分の315以下の範囲内で理事長が別に定めるものとする。

11　勤勉手当は、次表に掲げる基準日について、それぞれ同表に定める日（これらの日が日曜日に当たるとき、又は土曜日に当たるときは、それぞれ同表に掲げる日）に支給する。

12　定年前再雇用短時間勤務職員に対する第４項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは、「100分の50」とする。

基　準　日	支　給　日	日曜日に当たるとき	土曜日に当たるとき
６月１日	６月30日	６月28日	６月29日
12月１日	12月10日	12月８日	12月９日

第21条　削除

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第22条　勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得たものから毎年４月１日から翌年の３月３１日までの間における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に７時間４５分（就業規則第６条第２項に規定する短時間勤務の職員にあっては７時間４５分にその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第23条　職員が勤務しないときは、休日である場合、就業規則第15条第２項に規定する有給休暇である場合その他の勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（手当の支給方法）

第24条　第９条から第20条までの手当の支給方法については、理事長が別に定める。

（休職者の給与）

第25条　職員が業務疾病にかかり休職を命ぜられたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。

２　職員が結核性疾患にかかり、休職を命ぜられたときは、その休職期間が満２年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給する。

３　職員が前２項以外の心身の故障により休職されたときは、その休職期間が満１年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

４　職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられたときは、その休職期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

５　職員が前各号以外の事由により休職を命ぜられたときは、その都度理事長が定める額を支給することができる。

６　第１項から第５項までの規定にかかわらず、千葉県からの派遣職員のうち、有給派遣職員にあっては、休職者の給与は支給しないものとする。

（非常勤職員の給与）

第26条　常時勤務を要しない職員の給与は、その職務の内容、勤務の態様、常時勤務する職員の給与との均衡等を考慮して理事長が別に定める。

（端数計算）

第27条　職員の給与の支給額に１円未満の端数を生じた場合は、その給与の種類ごとにこれを切り捨てる。

（補則）

（特定管理職員の給与の特例）

第28条　次に掲げる職員の給与については、他の職員との均衡等を考慮し、予算の範囲内で理事長が定めるものとする。

国又は地方公共団体の定年若しくは整理又は勧しょうを受けて退職し、公社の管理職員となった者（「特定管理職員」という。）

第29条　この規程に定めのない事項については、千葉県職員の給与に関する条例（昭和31年県条例第27号）及び人事委員会規則を規定の例による。

附　則

1　この規程は、平成４年６月３日から施行する。

2　当分の間、第21条の規定により勤務時間が定められている職員で次の各号に定める勤務時間は、勤務を要しない時間とする。

(1) 第21条の規定により１週間の勤務時間が定められ、かつ、いずれの土曜日においても４時間の勤務時間が割り振られている職員は、毎４週間につき理事長が職員ごとに指定する２の土曜日の勤務時間

(2) 毎４週間の中途において新たに職員となった者又は退職することとなる職員で、当該４週間内に新たに職員となった日以後又は退職することとなる日以前の在職期間が２週間以上ある場合、第１号に掲げる職員にあっては１の土曜日の勤務時間

3　第９条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給者」という。）の平成10年11月１日から平成12年９月30日までの間における管理職手当の月額は、同条の規定にかかわらず、同条に基づき定められる管理職手当の額からその100分の10に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。第11条第２項の規定により地域手当の月額を算出する場合における管理職手当の月額についても、同様とする。

4　管理職手当受給者のうち給料月額の100分の20以上の割合による管理職手当を受けるべき職にある者の平成11年10月１日から平成12年９月30日までの間における管理職手当の月額を算出する場合の前項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の15」とする。

5　平成11年10月１日（以下「基準日」という。）に在職する職員の基準日以後のその者に係る最初の昇給が、第４条第３項の規定の適用による場合にあっては同項中「12月」とあるのは「24月」と、同条第６項ただし書の規定の適用による場合にあっては同項ただし書中「24月」とあるのは「36月」と、「18月」とあるのは「30月」とする。基準日の翌日以後に新たに職員となった職員の最初の昇給についても、平成13年６月30日までの間、同様とする。

6　公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程の一部を改正する規程附則第５項の規定の適用を受けて昇給した職員の、同項の適用がないものとした場合に平成11年10月１日以後最初に昇給することとなる日から12月を経過した日における職務の級並びに号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間（以下「級号給等」という。）については、その者が同項の規定の適用がないものとした場合において同日に受けることとなる級号給等に調整することができる。

7　前項の規定にかかわらず、理事長の定める職員にあっては、在職する他の職員との権衡上必要と認められる限度において必要な調整を行うことができる。

8　第９条の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給者」という。）の平成19年８月１日から平成22年3月31日までの間における管理職手当の月額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる管理職手当の額からその100分の５に相当する額（その額に１円

未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。第11条第２項の規定により地域手当の月額を算出する場合における管理職手当の月額についても、同様とする。

９　管理職手当受給者のうち給料の月額の100分の20以上の割合による管理職手当を受けるべき職にある者の平成19年８月１日から平成22年３月31日までの間（その者がこれらの職にある期間に限る。）における管理職手当の月額を算出する場合の前項の規定の適用については、同項中「100分の５」とあるのは、「100分の10」とする。

10　職員の平成21年８月１日から平成22年３月31日までの間における給料月額は、第３条及び第４条の規定にかかわらず、これらの規定による給料の月額からその100分の１に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（地域手当（他の手当の額の算出の基礎となるものを除く。）を除く。）の額及び給料の調整額は、これらの規定による額とする。

11　前項に規定する職員のうち管理職手当受給者の平成21年８月１日から平成22年３月31日までの間（その職員がその職にある期間に限る。）における給料月額を算出する場合の同項の規定の適用については、同項中「100分の1」とあるのは、「100分の３」とする。

12　附則第10項に規定する職員のうち次の各号のいずれかに該当する職員の平成19年８月１日から平成22年３月31日までの間（その職員が次の各号のいずれかに該当する期間に限る。）における給料の月額を算出する場合の附則第10項の規定の適用については、除外するものとする。

(1) その職務の級が１級である職員のうちその受ける号給が77号給以下である職員

(2) その職務の級が２級である職員のうちその受ける号給が28号給以下である職員

附　　則

この規程は、平成19年１月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成19年８月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成21年４月１日から施行する。ただし、第11条第3項の改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附　　則

この規程は、議決の日から施行し、平成21年８月１日から適用する。

附　　則

この規程は、議決の日から施行し、平成21年12月１日から適用する。

附　　則

この規程は、議決の日から施行し、平成22年12月１日から適用する。ただし、第19条第4項の改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附　　則

この規程は、議決の日から施行し、平成23年４月１日から適用する。

附　　則

この規程は、議決の日から施行し、平成23年12月1日から適用する。

附　　則

この規程は、平成24年４月1日から施行する。

附　　則

（施行期日）

１　この規程は、議決の日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　平成24年４月１日の前日から引き続き在職する職員であって、改正後の別表第２の規定により下位の級に格付けられることとなる者に係る同表の適用については、当分の間、なお従前の例による。

附　　則

この規程は、平成25年４月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成４年８月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、議決の日から施行し、平成４年４月１日から適用する。

（住居手当に関する経過措置）

2　切替期間において、改正前の規程第18条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第18条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第18条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この規程の施行の際改正前の規程第18条の規定によりこの規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第18条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第18条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から平成５年３月31日までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

3　改正後の規程の規定を適用する場合において、改正前の規程の規定により支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、議決の日から施行し、平成５年４月１日から適用する。ただし、改正後の規程第13条及び第14条の規定は、平成６年４月１日から施行する。

（期末手当の額の特例）

2　平成５年12月の期末手当を支給されることとなる職員の同月の期末手当の額は、改正後の規程第19条第４項の規定にかかわらず、同月１日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）におけるその者の改正後の規程の規定により計算して得た期末手当基礎額を基礎にして、改正前の規程第19条第４項の規定により計算して得た額とする。

3　前項の規定の適用を受ける職員の平成６年３月の期末手当の額は、改正後の規程第19条第４項の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額（以下「期

末手当額」という。）から前項の規定によりその者に支給される額と改正後の規程の規定を適用した場合において平成５年12月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額（その差額が期末手当額を超えるときは、期末手当額）を控除して得た額とする。

（給与の内払）

４　改正後の規程の規定を適用する場合において、改正前の規程の規定により支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、議決の日から施行し、平成６年４月１日から適用する。ただし、別表第５の改正規定は、平成７年４月１日から施行する。

（期末手当の額の特例）

２　平成６年12月の期末手当を支給されることとなる職員の同月の期末手当の額は、改正後の規程第19条第４項の規定にかかわらず、同月１日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）におけるその者の改正後の規程の規定により計算して得た期末手当基礎額を基礎にして、改正前の規程第19条第４項の規定により計算して得た額とする。

３　前項の規定の適用を受ける職員の平成７年３月の期末手当の額は、改正後の規程第19条第４項の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から前項の規定によりその者に支給される額と改正後の規程の規定を適用した場合において平成６年12月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額（その差額が期末手当額を越えるときは、期末手当額）を控除して得た額とする。

（給与の内払）

４　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定により支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

この規程は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、議決の日から施行し、平成７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定により支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の日から平成９年３月31日までの間において、改正後の規程第８条第３項の規定により算出した額が、改正前の規程第８条第３項の規定により算出した額に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規程第８条第３項の規定にかかわらず、改正前の規程第８条第３項の規定により算出した額とする。

３　削除

附　則

（施行期日）

1　この規程は、議決の日から施行し、平成８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

2　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定により支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、議決の日から施行し、平成９年４月１日から適用する。

（給与の内払）

2　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定により支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成10年11月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、議決の日から施行し、平成10年７月１日から適用する。

（給料月額の額等の特例）

2　平成10年７月１日から平成10年９月30日までの間においてその者の職務の級が９級である職員のその職にある期間(平成10年７月１日から平成10年９月30日までの間に限る。)に係る給料月額及び扶養手当の額並びに給料月額、給料の月額又は扶養手当の額を算定の基礎とする手当等の額については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の相当規定による額とする。

（給与の内払）

3　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定により支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

この規程は、平成11年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成11年10月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第１条の規定(第18条第２項の改正規定を除く。)及び次項から附則第５項までの規定　議決の日

(2) 第１条の規定(第18条第２項の改正規定に限る。)、第２条及び附則第６項から第11項までの規定　平成12年１月１日

2　第１条の規定（第18条第２項の改正規定を除く。）による改正後の規程の規定は、平成11年４月１日から適用する。

（期末手当の額の特例）

3　平成11年12月の期末手当を支給されることとなる職員の同月の期末手当の額は、改正後の規程第19条第４項の規定にかかわらず、同月１日（退職し、若しくは失職し又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）におけるその者の改正後の規程により計算して得た期末手当の基準額を基礎にして、改正前の規程第19条第４項の規定により計算して得た額とする。

4　前項の規定の適用を受ける職員の平成12年３月の期末手当の額は、改正後の規程第19条第４項の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から前項の規定によりその者に支給される額と改正後の規程の規定を適用した場合において平成11年12月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額（その差額が期末手当額を超えるときは、期末手当額）を控除して得た額とする。

（給与の内払）

5　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定により支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（特定の職務の級への切替え）

6　平成12年１月１日（以下「特定切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって特定切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられているものの特定切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に定める職務の級（当該職務の級が二以上ある場合は、当該職務の級のうち理事長が別に定めるところにより決定される級）とする。

（特定の職務の級への切替えに伴う号給等の切替え等）

7　前項の規定により新級を定められた職員（附則第５項に規定する職員を除く。）の特定切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び特定切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第２の新号給の欄に定める号給とする。

8　前項の規定により新号給を定められる職員に対する特定切替日以降における最初の規程第４条第３項又は第６項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

9　附則第６項の規定により新級を定められる職員（以下「特定職員」という。）のうち旧号給に対応する号給が附則別表第２の新号給の欄に定めのない職員及び特定切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の特定切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

（給料月額の額の特例）

10　特定職員のうち、附則第７項及び第９項の規定により定められる号給に対応する給料月額又は給料月額の額（以下この項において「新給料月額の額」という。）が特定切替日の前日においてその者が受けていた号給に対応する給料月額又は給料月額の額（以下この項において「旧給料月額の額」という。）に達しないこととなる期間における新給料月額の額は、別表第１の規定並びに附則第７項及び第９項の規定にかかわらず、新給料月額の額に旧給料月額の額と新給料月額の額との差額を加算した額とする。

11　附則第３項から前項までに定めるほか、この規程の施行に関し必要な事項は、千葉県職員の給与に関する条例及び千葉県人事委員会規則を準用する。

附則別表第１（附則第６項関係）

特定の職務の級への切替表

旧	級	新	級
1	級	1	級
		2	級
2	級	2	級
		3	級
3	級	4	級
		5	級
4	級	6	級
5	級	7	級
6	級	8	級
7	級	8	級
		9	級
8	級	10	級
9	級	10	級

附則別表第２（附則第７項関係）

旧給	１　級		２　級			３　級				４　級	５　級		６　級	７　級			８　級	９　級	
新給	１級	２級	２級	３級		４級		５級		６級	７級		８級	８級		９級	10級	10級	
旧号給	新号給	新号給	新号給	新号給	暫定給料月額	新号給	暫定給料月額	新号給	暫定給料月額	新号給	新号給	暫定給料月額	新号給	新号給	暫定給料月額	新号給	新号給	新号給	暫定給料月額
					円		円		円			円			円				円
1	－	－	－	－		1		1		1	1		1	1		1	1	1	382,800
2	3	2	2	1		1		1		1	1		1	1		1	1	2	395,700
3	4	2	3	1		2		1		1	1		1	1		1	1	3	408,500
4	5	2	4	1		3		2		2	2		1	1		1	2	4	421,500
5	6	2		2		4		3		3	3		2	2		1	3	5	435,200
6	7	2		3		5		4		4	4		3	3		1	4	6	450,800
7		2		4		6		5		5	5		4	4	341,300	2	5	7	466,100
8		3		5		7	278,300	6		6	6		5	5	353,700	3	6	8	481,600
9		4		6		8	287,600	7		7	7		6	6	366,100	4	7	9	496,800
10		5		7		9	297,000	8		8	8		7	7	378,200	5	8	10	510,700
11		6		8	243,400	10	305,700	9		9	9		8	8	390,100	6	9	11	525,100
12		7		9	250,300	11	315,I00	10		10	10		9	9	402,000	7	10	12	539,400
13		8		10	257,I00	12	323,200	11		11	11		10	10	413,800	8	10	13	554,200
14		9		11	263,900	13	331,400	12		12	12		11	11	425,800	9	11	14	565,600
15		10		12	270,I00	14	339,500	13		13	13		12	12	437,600	10	12	15	573,500
16		11		13	276,400	15	347,300	14		14	14		13	13	448,700	11	13	16	580,400
17		12		14	282,400	16	355,200	15		14	15		14	14	458,800	12	14	17	585,I00
18		13		15	288,300	17	363,200	16		15	16	418,300	15	15	468,500	12	15		
19		14		16	294,200	18	368,500	17	371,000	16	17	426,000	15	16	476,400	13	16		
20		15		17	300,I00	19	371,900	18	378,900	17	18	432,400	16	17	483,I00	14			
21		16		18	305,900	20	374,900	19	386,700	18	19	437,300	17	18	488,500	15			
22		17		19	311,600	21	377,800	20	394,500	19	20	442,I00	18	19	492,300	16			
23		18		20	316,700	22	380,400	21	400,500	20	21	446,700	19	20	496,I00	17			
24		19		21	321,I00	23	383,000	22	405,300	21	22	451,000	20	21	499,900	18			
25				22	324,900	24	385,600	23	408,800	22	23	455,500	21	22	503,700	19			
26						25	388,200	24	412,400	23	24	460,500	22						
27						26	390,900	25	415,900	24	25	464,I00							
28						27	393,700	26	419,400	25									
29						28	396,500	27	422,900	26									
30								28	426,800										
31								29	430,200										

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の規程第８条の規定は、平成13年３月31日までは建設部職員のみに適用する。

（経過措置）

3　改正前の規程第８条の規定は、施行日から平成13年３月31日まで改正後の規程第８条の規定にかかわらずなお従前の例により、支給額については別表のとおりとする。

4　職員給与支給規程（平成８年３月25日改正）の一部を次のように改正する。

附則第３項を次のように改める。

3　削除

附則別表

調整額表（経過措置）

	調整額
場長・主幹	11,000円
課長補佐・副主幹	8,000円
主査・係長	7,800円
副主査	7,400円
主任主事・主任技師	7,000円
主事・技師	5,800円

附　則

（施行期日）

この規程は、平成12年10月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成13年１月１日から施行する。ただし、第10条第３項、第19条第４項及び第20条第４項の改正規定並びに附則に２項を加える改正規定並びに次項から附則第８項までの規定は規則で定める日から施行する。

2　この規程（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の職員給与支給規程（以下「改正後の規程」という。）は、平成12年４月１日から適用する。ただし、改正後の規程附則第７項及び第８項の規定は、同年10月１日から適用し、支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

（期末手当及び勤勉手当の額の特例）

3　平成12年12月の期末手当を支給されることとなる職員の同月の期末手当の額は、改正後の規程第19条第４項の規定にかかわらず、同月１日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した目）におけるその者の改正後の規程の規定により計算して得た期末手当基準額を基礎にして、改正前の職員給与支給規程（以下「改正前の規程」という。）第19条第４項の規定により計算して得た額とする。

4　平成12年12月の勤勉手当を支給されることとなる職員の同月の勤勉手当の額は、改正後の規程第20条第４項の規定にかかわらず、同月１日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあって

は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）におけるその者の改正後の規程の規定により計算して得た勤勉手当基準額を基礎にして、改正前の規程第20条第４項の規定により計算して得た額とする。

5　附則第３項の規定の適用を受ける職員（前項の規定の適用を受ける者を除く。）の平成13年３月の期末手当の額は、改正後の規程第19条第４項の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から附則第３項の規定によりその者に支給される額と改正後の規程の規定を適用した場合において平成12年12月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額（その差額が期末手当額を超えるときは、期末手当額）を控除して得た額とする。

6　附則第４項の規定の適用を受ける職員の平成13年３月の期末手当の額は、改正後の規程第19条第４項の規定にかかわらず、前項の規定により計算して得た額（以下「控除後の期末手当額」という。）から附則第４項の規定によりその者に支給される額と改正後の規程の規定を適用した場合において平成12年12月の勤勉手当としてその者に支給されることとなる額との差額（その差額が控除後の期末手当額を超えるときは、控除後の期末手当額）を控除して得た額とする。

7　平成13年３月の期末手当を支給されることとなる職員のうち、前２項の規定により同月の期末手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員として理事長の承認を得て定める職員の同月の期末手当の額は、改正後の規程第19条第４項の規定にかかわらず、理事長の承認を得て定めるところにより、前２項の規定に準じて計算して得た額とする。

（給与の内払）

8　改正後の規程の規定（この規程附則第３項及び第４項の規定を含む。以下この項において同じ。）を適用する場合においては、改正前の規程の規定により支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、議決の日から施行する。

2　この規程による改正後の職員給与支給規程（以下「改正後の規程」という。）は、平成13年４月１日から適用する。

（期末手当の額の特例）

3　平成13年12月の職員の期末手当の額は、改正後の規程第19条第４項の規定にかかわらず、改正前の職員給与支給規程第19条第４項の規定により計算して得た額とする。

4　平成14年３月の職員の期末手当の額は、改正後の規程第19条第４項の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から平成13年12月にその者に支給された期末手当の額と改正後の規程の規定を適用した場合において同月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額（その差額が期末手当額を超えるときは、期末手当額）を控除して得た額とする。

5　平成14年３月の期末手当を支給されることとなる職員のうち、前項の規定により同月の期末手当が支給される職員との権衡上必要があると認められる職員として理事長の承認を得て定める職員の同月の期末手当の額は、改正後の規程第19条第４項の規定にかかわらず、理事長の承認を得て定めるところにより、前項の規定に準じて計算して得た額とする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成15年１月１日から施行する。ただし、財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程（以下「給与規程」という。）第19条及び第20条の改正規定（附則第４項及び第５項による改正を除く。）は、平成15年４月１日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替）

2　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の給与規程附則別表及び別表第１の給料表に定める職務の級における最高の給料月額を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

（改正後の附則別表の給料表の級号給に定めのない職員）

3　施行日の前日において、改正前の給与規程附則第６項の規定の適用を受ける職員のうち、改正後の給与規程附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、施行日以降これらの規定は適用しない。

（平成14年度の期末手当）

4　附則第１項ただし書に係る施行の日の前日までの間、給与規程第19条第４項表以外の部分中「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

（平成15年３月に支給する期末手当の額の特例）

5　平成15年３月に支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成15年３月１日（期末手当について給与規程第19条第１項後段の規定の適用を受ける職員にあっては退職した日。）まで引き続いて在職した期間で平成14年４月１日から平成14年12月31日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち、給料、扶養手当及びこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の給与規程の規定（附則第９項及び第10項の改正規定を除く。）による給料月額（継続在職期間において第２項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長が定める給料月額）、扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（経過措置）

6　平成15年６月に支給する期末手当に関する改正後の給与規程第19条第４項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「６箇月以内」とあるのは「３箇月以内」と、同項第１号中「６箇月」とあるのは「３箇月」と、同項第２号中「５箇月以上６箇月未満」とあるのは「２箇月15日以上３箇月未満」と、同項第３号中「３箇月以上５箇月未満」とあるのは「１箇月15日以上２箇月15日未満」と、同項第４号中「３箇月未満」とあるのは「１箇月15日未満」とする。

附　則

（施行期日）

この規程は、議決の日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成15年12月１日から施行する。ただし、財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程（以下「給与規程」という。）第19条の改正規定は、平成16年４月１日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替）

2　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の給与規程附則別表及び別表第１の給料表に定める職務の級における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（改正後の附則別表の給料表に級号給の定めのない職員）

3　施行日の前日において、改正前の給与規程附則第６項の規定の適用を受ける職員のうち、改正後の給与規程附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、施行日以降これらの規定は適用しない。

（平成15年度の期末手当）

4　附則第１項ただし書きに係る施行の日の前日までの間、給与規程第19条中「100分の170」とあるのは「100分の145」とする。

（平成15年12月に支給する期末手当の額の特例）

5　平成15年12月に支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、同行の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に新に職員となった者にあっては、新に職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において附則第11項及び第12項の規定の適用がなかったとした場合に職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当並びに１月あたりの通勤手当に相当する額として理事長が定める額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成15年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

附　則

（施行期日）１　この規程は、平成16年４月１日から施行する。ただし、第４条第６項及び第８項の改正規定は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、議決の日から施行する。

附　則

この規程は、平成17年８月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、平成18年１月１日から施行する。ただし、第20条第４項の改正規定並びに次項及び附則第７項の規定は議決の日から施行する。

２　第20条第４項の改正規定による改正後の財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程の規定は、平成17年12月１日から適用する。ただし、平成17年12月１日から平成18年３月31日までの間は、同項中「100分の72.5」とあるのは、「100分の75」とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）

３　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程（以下「給与規程」という。）附則別表及び別表第１の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定めるところによる。

（改正後の給与規程附則別表の給料表に給号給の定めのない職員）

４　施行日の前日において、この規程の規定（第20条第４項の改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正前の給与規程（附則第６項において「改正前の給与規程」という。）附則第６項の規定の適用を受ける職員のうちこの規程の規定による改正後の給与規程附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、施行日以後これらの規定は、適用しない。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

５　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

６　附則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与規程若しくは平成16年１月28日議決改正規程附則第２項及び第３項並びにこれらに基づき理事長が別に定めるところに従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

７　改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定により支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

８　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、議決の日から施行し、平成23年12月1日から適用する。

（特定の職務の級の切替え）

2　平成18年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

3　切替日の前日において財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程（以下「給与規程」という。）別表第１の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第２に定める号給とする。

4　切替日の前日において給与規程別表第１の給料表及びこの規程の規定による改正前の給与規程附則別表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、理事長が別に定めるところによる。

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6　附則第２項から前項までの規定の適用については、これらの規程に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この規程の規定による改正前の給与規程及びこれに基づき理事長が別に定めるところに従って定められたものでなければならない。

（号給の切替えに伴う経過措置）

7　給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（平成21年減額改定対象職員（財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程の一部を改正する規程（平成21年12月21日議決。以下「平成21年改正規程」という。）の施行の日（以下「減額判定日」という。）において、財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程の一部を改正する規程（平成18年3月23日議決。以下「平成18年改正規程」という。）附則第７項に規定する減額改定対象職員である者をいう。以下、同じ。）にあっては、当該給料月額に100分の99.19を乗じて得た額に相当する額（財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程の一部を改正する規程（平成22年12月20日議決。以下「平成22年改正規程」という。）附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額。以下この項において「差額相当額」という。）から平成24年3月31日における差額相当額に５分の１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）（その額が１万円を超えるときは、１万円とする。以下この項において「減額基準額」という。）に同年4月1日から起算して１年を経過するごとに減額基準額を加えた額（その額が差額相当額を超えるときは、差額相当額とする。）を減じた額）とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。

8　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

9　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して

前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

10　前３項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第９条及び給与規程附則第９項の規定の適用については、給与規程第９条の表中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成21年改正規程附則第７項から第９項までの規定による給料の額との合計額」とする。

11　附則第７項から第９項までの規定による給料を支給される職員に関する給与規程附則第10項から第12項までの規定の適用については、給与規程附則第10項中「平成21年８月１日」とあるのは「平成21年12月１日」と、「給料月額は」とあるのは「給料の月額（給料月額と平成21年改正規程附則第７項から第９項までの規定による給料の額との合計額に限る。以下この項において同じ。）は」と、「第３条及び第４条」とあるのは「第３条及び第４条並びに平成18年改正規程附則第７項から第９項まで」と、「給料月額から」とあるのは「給料の月額から」と、給与規程附則第11項中「平成21年８月１日」とあるのは「平成21年12月１日」と、「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、給与規程附則第12項中「職員の平成21年12月１日」とあるのは「職員（給与規程第３条及び第４条並びに平成21年改正規程附則第７項から第９項までの規定による給料の月額が、３級８号級の給料月額を超える額である職員を除く。）の平成21年12１日」と、「給料月額」とあるのは「給料の月額」とする。

（給与規程第４条の特例）

12　当分の間、この規程の規定による改正後の給与規程第４条第４項の規定の適用については、同項中「４号給（その職務の級が７級以上である職員にあっては、３号級)」とあるのは、「４号給」とする。

（平成22年３月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）

13　平成22年３月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第２項第１号	100分の７	100分の７を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第11条第２項第２号	理事長が別に定める割合	同上

（補則）

14　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程の一部を改正する規程の一部改正）

15　財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程の一部を改正する規程（平成16年１月28日議決）の一部を次のように改正する。

附則第２項及び第３項を次のように改める。

２及び３　削除

（財団法人千葉県下水道公社役員報酬等支給規程の一部改正）

16　財団法人千葉県下水道公社役員報酬等支給規程（平成４年６月３日議決）の一部を次のように改正する。

第１条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第３条の前の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則別表第１　職務の級の切替表（附則第２項関係）

	旧　　級	新　　級
職務の級	１　　級	１　　級
	２　　級	
	３　　級	２　　級
	４　　級	３　　級
	５　　級	
	６　　級	４　　級
	７　　級	５　　級
	８　　級	６　　級
	９　　級	７　　級
	10　　級	８　　級

附則別表第２　号給の切替表（附則第３項関係）

旧号給	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	３月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	９月以上１２月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	３月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	９月以上１２月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	３月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	６月以上９月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	９月以上１２月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	３月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	３月以上６月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	６月以上９月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	９月以上１２月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	３月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	３月以上６月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	６月以上９月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	９月以上１２月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	３月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	３月以上６月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	６月以上９月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	９月以上１２月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	３月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	３月以上６月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	６月以上９月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	９月以上１２月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	３月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	３月以上６月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	６月以上９月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	９月以上１２月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	１２月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	３月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	３月以上６月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	６月以上９月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	９月以上１２月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13

１０	３月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	３月以上６月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	６月以上９月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	９月以上１２月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
１１	３月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	３月以上６月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	６月以上９月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	９月以上１２月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
１２	３月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	３月以上６月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	６月以上９月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	９月以上１２月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
１３	３月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	３月以上６月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	６月以上９月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	９月以上１２月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	１２月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
１４	３月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	３月以上６月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	６月以上９月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	９月以上１２月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	１２月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
１５	３月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	３月以上６月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	６月以上９月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	９月以上１２月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	１２月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
１６	３月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
	３月以上６月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	38
	６月以上９月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	39
	９月以上１２月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	40
	１２月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	41
１７	３月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	41
	３月以上６月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	42
	６月以上９月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	43
	９月以上１２月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	44
	１２月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	45
１８	３月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	３月以上６月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	６月以上９月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	９月以上１２月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	１２月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
１９	３月未満		93	73	61	77	65	61	57	53	
	３月以上６月未満		93	74	61	78	66	62	58	54	
	６月以上９月未満		93	75	61	79	67	63	59	55	
	９月以上１２月未満		93	76	62	80	68	64	60	56	
	１２月以上		93	77	62	81	69	65	61	57	

２０	３月未満			77	62	81	69	65	61		
	３月以上６月未満			78	62	82	70	66	62		
	６月以上９月未満			79	63	83	71	67	63		
	９月以上１２月未満			80	63	84	72	68	64		
	１２月以上			81	63	85	73	69	65		
２１	３月未満			81	63	85	73	69	65		
	３月以上６月未満			82	64	86	74	70	66		
	６月以上９月未満			83	64	87	75	71	67		
	９月以上１２月未満			84	64	88	76	72	68		
	１２月以上			85	65	89	77	73	69		
２２	３月未満			85	65	89	77	73	69		
	３月以上６月未満			86	65	90	78	74	70		
	６月以上９月未満			87	66	91	79	75	71		
	９月以上１２月未満			88	66	92	80	76	72		
	１２月以上			89	67	93	81	77	73		
２３	３月未満			89	67	93	81	77	73		
	３月以上６月未満			90	67	94	82	78	74		
	６月以上９月未満			91	68	95	83	79	75		
	９月以上１２月未満			92	68	96	84	80	76		
	１２月以上			93	69	97	85	81	77		
２４	３月未満			93	69	97	85	81			
	３月以上６月未満			94	70	98	86	82			
	６月以上９月未満			95	71	99	87	83			
	９月以上１２月未満			96	72	100	88	84			
	１２月以上			97	73	101	89	85			
２５	３月未満			97	73	101	89	85			
	３月以上６月未満			98	73	102	90	86			
	６月以上９月未満			99	74	103	91	87			
	９月以上１２月未満			100	74	104	92	88			
	１２月以上			101	75	105	93	89			
２６	３月未満			101	75	105	93				
	３月以上６月未満			102	75	106	94				
	６月以上９月未満			103	76	107	95				
	９月以上１２月未満			104	76	108	96				
	１２月以上			105	77	109	97				
２７	３月未満			105	77	109					
	３月以上６月未満			106	78	110					
	６月以上９月未満			107	79	111					
	９月以上１２月未満			108	80	112					
	１２月以上			109	81	113					
２８	３月未満			109	81	113					
	３月以上６月未満			110	82	114					
	６月以上９月未満			111	83	115					
	９月以上１２月未満			112	84	116					
	１２月以上			113	85	117					
２９	３月未満			113		117					
	３月以上６月未満			114		117					
	６月以上９月未満			115		117					
	９月以上１２月未満			116		117					
	１２月以上			117		117					

３０	３月未満			117							
	３月以上６月未満			118							
	６月以上９月未満			119							
	９月以上１２月未満			120							
	１２月以上			121							
３１	３月未満			121							
	３月以上６月未満			122							
	６月以上９月未満			123							
	９月以上１２月未満			124							
	１２月以上			125							
３２	３月未満			125							
	３月以上６月未満			125							
	６月以上９月未満			125							
	９月以上１２月未満			125							
	１２月以上			125							

附　則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、議決の日から施行する。

（平成21年6月に支給する期末手当の特例）

２　平成21年6月に支給する期末手当に関する第１９条第４項の規定の適用については、第19条第４項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」とする。

附　則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附　則

この規程は、議決の日から施行し、平成22年12月21日から施行する。

附　則

この規程は、議決の日から施行し、平成23年12月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、議決の日から施行し、平成22年12月1日から適用する。ただし、附則第５項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

2から４　削除

5　平成23年4月1日前から引き続き第18条第２項の規定による住居手当を支給されている職員については、平成25年3月31日までの間は住居手当を支給する。

この場合において、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間にあっては、同項中「4,300円」とあるのは、「3,000円」と、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては、同項中「4,300円」とあるのは、「1,500円」とする。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

6　平成22年12月に支給する期末手当の額は、第19条第４項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算定される基準額に、100分の135を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

⑴ 平成22年4月1日（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの（財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程の一部を改正する規程（平成21年12月21日議決。以下「平成21年改正規程」という。）附則第８項及び第９項の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくはこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

職務の級	号　　給
１級	1号給から93号給まで
２級	1号給から64号給まで
３級	1号給から48号給まで
４級	1号給から32号給まで
５級	1号給から24号給まで
６級	1号給から16号給まで
７級	1号給から 4号給まで

⑵ 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分0.24を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

1　この規程は、議決の日から施行し、平成23年12月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成27年４月1日から適用する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成23年12月に支給する期末手当の額は、第19条第４項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

⑴ 平成23年4月1日（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの（財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程の一部を改正する規程（平成21年12月21日議決。以下「平成21年改正規程」という。）附則第８項及び第９項の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくはこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

職務の級	号　　給
１級	1号給から93号給まで
２級	1号給から76号給まで
３級	1号給から60号給まで
４級	1号給から44号給まで
５級	1号給から36号給まで
６級	1号給から28号給まで
７級	1号給から16号給まで
８級	1号給から 4号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分0.37を乗じて得た額

附　則

この規程は、議決の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附　則

この規程は、議決の日から施行する。

附　則

(施行期日等)

1　この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。

(給与規程第４条の特例)

2　当分の間、改正後の給与規程第４条第４項及び第５項の規定の適用については、同条第４項中「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第５項中「職員の第３項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「４号給（その職務の級が７級以上である職員にあっては、３号給)」とあるのは、「１号給」とする。

(給与の内払)

3　改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定により支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

(施行期日等)

この規程は、議決の日から施行し、平成26年４月１日から適用する。

附　則

(施行期日)

1　この規程は、議決の日から施行する。ただし、第20条第４項及び第20条第10項の改正規定による改正後の給与規程の規定は平成26年12月１日から、別表第１及び別表第５の改正規定による改正後の給与規程の規定は同年4月１日から適用する。

(給与の内払)

2　改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定により支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(給与の支給日)

3　改正後の給与規程の規定により算定された給与と改正前の給与規程の規定により支給された給与との差額の支給日は平成27年1月26日とする。

（補則）

4　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、議決の日から施行する。ただし、第２条の規定は平成30年４月１日から施行する。

2　第１条の規定（公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程（以下「給与規程」という。））による改正後の給与規程の規定は平成29年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　第１条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与規程の規定により支給された給与は、第１条の規定による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（給与の支給日）

4　第１条の規定による改正後の給与規程の規定による給与と第１条の規定による改正前の給与規程の規定により支給された給与との差額の支給日は平成30年1月31日とする。

（補則）

5　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

（公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程の一部を改正する規程の一部改正）

6　公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程の一部を改正する規程（平成27年改正規程（平成27年3月25日議決。））の一部を次のように改正する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

2　この規程の施行の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程の一部を改正する規程（平成22年12月20日議決。「平成22年改正規程」という。）附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

3　前項の規定による給料を支給される職員（次項に規定する職員を除く。）に関する公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程（以下「給与規程」という。）第19条第４項（給与規程第20条第４項において準用する場合及び公益財団法人千葉県下水道公社就業規則第６条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定の適用については、給与規程第19条第４項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程の一部を改正する規程（平成27年　月　日議決。以下「平成27年改正規程」という。）附則第２項の規定による給料の額との合計額」とする。

4　附則第２項の規定による給料及び附則第６項の規定により読み替えて適用する公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程の一部を改正する規程（平成18年3月23日議決。以下「平成18年改正規程」という。）附則第７項又は第８項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第19条第４項の規定の適用に

ついては、給与規程第19条第４項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と平成27年改正規程附則第６項の規定により読み替えて適用する平成18年改正規程附則第７項又は第８項の規定による給料の額と平成27年改正規程附則第２項の規定による給料の額との合計額」とする。

５　前項に規定する職員については、平成18年改正規程附則第10項の規定は、適用しない。

６　附則第２項の規定による給料を支給される職員に関する平成18年改正規程附則第７項の規定の適用については、この規定中「給料月額が」とあるのは、「給料月額と平成27年改正規程附則第２項の規定による給料の額との合計額が」とする。

７　削除

（補則）

８　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

第１条

第２０条第 ４ 項中「１００分の７５」を「１００分の８５」に改める。

第２０条第１０項中「１００分の１５０」を「１００分の１７０」に改める。

「別表第１」を改める。

（施行期日等）

１　この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第２条

第２０条第 ４ 項中「１００分の８５」を「１００分の８０」に改める。

第２０条第１０項中「１００分の１７０」を「１００分の１６０」に改める。

（施行期日等）

１　この規程は議決の日から施行する。ただし、第２条の規定は平成 28 年４月１日から施行する。

２　第１条の規定(公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程（以下「給与規程」という。）別表第１の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は平成 27 年４月１日から、第１条の規定（給与規程別表第１の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は同年 12 月１日　から適用する。

（給与の内払）

３　第１条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第１条の規定による　改正前の給与規程の規定により支給された給与は、第１条の規定による改正後の給与規程の規定　による給与の内払とみなす。

（給与の支給日）

４　第１条の規定による改正後の給与規程の規定による給与と第１条の規定による改正前の給与規　程の規定により支給された給与との差額の支給日は平成 28 年３月 31 日とする。

（補則）

５　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、議決の日から施行する。ただし、第２条及び附則第５項及び第６項の規定は、平成 29 年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程（以下「給与規程」という。））による改正後の給与規程の規定は平成 28 年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　第１条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与規程の規定により支給された給与は、第１条の規定による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（給与の支給日）

4　第１条の規定による改正後の給与規程の規定による給与と第１条の規定による改正前の給与規程の規定により支給された給与との差額の支給日は平成29年1月31日とする。

（平成２９年度における扶養手当に関する特例）

5　平成29年４月１日から平成30年３月３１日までの間は、第２条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第10条第７項第３号及び第４号の規定は適用せず、改正後の給与規程第10条の規定の適用については、第３項中「扶養親族である配偶者、父母等については１人につき6,500円、第２項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については１人につき10,000円」とあるのは「第２項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については10,000円、第２項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については１人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については10,000円）、第２項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については、１人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち１人については9,000円）」と、第５項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号から第３号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第５項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは、「の改定（扶養親族である子で第５項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者のある職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子のある職員となった場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第５項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（平成３０年度における扶養手当に関する特例）

6　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、改正後の給与規程第10条第７項第３号及び第４号の規定は適用せず、改正後の給与規程第10条の規定の適用については、第３項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「第２項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「前項第２号」とあるのは「、同項第２号」と、第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号から第３号」とする。

（補則）

7　前４項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、議決の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３１年４月１日から施行する。

2　第１条の規定（公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程（以下「給与規程」という。））による改正後の給与規程の規定は平成３０年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　第１条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与規程の規定により支給された給与は、第１条の規定による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（給与の支給日）

4　第１条の規定による改正後の給与規程の規定による給与と、第１条の規定による改正前の給与規程の規定により支給された給与との差額の支給日は平成31年1月31日とする。

（補則）

5　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、議決の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程（以下「給与規程」という。）の規定は平成３１年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　第１条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与規程の規定により支給された給与は、第１条の規定による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（給与の支給日）

4　第１条の規定による改正後の給与規程の規定による給与と、第１条の規定による改正前の給与規程の規定により支給された給与との差額の支給日は令和２年１月３１日とする。

（住居手当に関する経過措置）

5　第２条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与規程第１８条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内の額。以下「旧手当額」という。）から第２条の規定による改正後の給与規程第１８条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員に対しては、施行日から令和３年３月３１日までの間、第２条の規定による改正後の給与規程第１８条の規定にかかわらず、旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（補則）

6　前３項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

第１条

第１９条第４項中「１００分の１３０」を「１００分の１２５」に改める。

第２条

第１９条第４項中「１００分の１２５」を「１００分の１２７．５」に改める。

（施行期日等）

１　この規程は、議決の日から施行し、令和２年 12 月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

（補則）
第１条
第１９条第４項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１１２．５」に改める。
第２条
第１９条第４項中「１００分の１１２．５」を「１００分の１２０」に改める。
（施行期日等）
１　この規程は、議決の日から施行し、令和３年 12 月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和４年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日等）
１　この規程は、議決の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。
（給与の内払）
２　改正後の公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定により支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
（給与の支給日）
３　改正後の給与規程の規定による給与と、改正前の給与規程の規定により支給された給与との差額の支給日は令和５年１月 31 日とする。
（補則）
４　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。
（給与規程第４条の特例）
２　当分の間、改正後の給与規程第４条の規定の適用については、同条第５項中「職員の第３項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するもの」とあるのは「職員の第３項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとする。」とする。
（60 歳を超える職員の給料月額）
３　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、給与規程第３条第１項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。
４　前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。
(1)　嘱託職員及び日々雇用職員

(2)　就業規則第 39 条の３の規定により勤務している職員（就業規則第 39 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3)　就業規則第 39 条の６の規定により同条第１項に規定する異動期間（同項又は同条第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規則第 39 条の３に規定する管理監督職を占める職員

５　公益財団法人千葉県下水道公社組織規程第６条に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第３項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という、）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第３項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

６　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第３条第１項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第３条第１項の 1 規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

７　前４項に定めるもののほか、第２項の規定による給料月額の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表第７を次のように定める。

	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級
定年前再雇用短時間勤務職員		基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、議決の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定により支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（給与の支給日）

３　改正後の給与規程の規定による給与と、改正前の給与規程の規定により支給された給与との差額の支給日は令和７年１月 31 日とする。

（補則）

４　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　　則

（施行期日）

１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項及び附則第５項の規定は、議決の日から施行する。

（給与の内払）

２　改正後の公益財団法人千葉県下水道公社職員給与支給規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定により支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

３　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において給与規程別表第１の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給に応じて同表に定める号給とする。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

４　切替日から令和８年３月 31 日までの間における改正後の給与規程第 10 条の規定の適用については、同条第２項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者　(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第３項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

（その他の経過措置）

５　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。

附則別表（附則第３項）

旧号給	新　号　給				
	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5

22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	

75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

別表第１（第３条関係）

給　料　表

級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200

40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		

86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000			
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400			
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800			
89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100			
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				
99		309, 500	360, 200				
100		309, 900	360, 600				
101		310, 100	361, 100				
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				
107		311, 800	363, 500				
108		312, 100	363, 800				
109		312, 300	364, 200				
110		312, 600					
111		313, 000					
112		313, 300					
113		313, 500					
114		313, 700					
115		314, 000					
116		314, 400					
117		314, 600					
118		314, 800					
119		315, 100					
120		315, 400					
121		315, 700					
122		315, 900					
123		316, 200					
124		316, 500					
125		316, 800					

別表第２（第３条関係）

給料表級別職務区分表

	７　級	６　級	５　級	４　級	３　級	２　級	１　級
職務	部長 次長 参事 技監	課長 副参事 副技監 場長 主幹	課長補佐 場長補佐 副主幹	主査	副主査	主事 技師	主事 技師

別表第３（第４条関係）

初任給基準表

区　　分	初　任　給
大学卒	１級29号給
短大卒	１級19号給
高校卒	１級９号給
中学卒	別に定める

別表第４（第８条関係）

特　殊　勤　務　手　当　表

区分及び種類	支　給　範　囲	手　当　の　額
下水道維持管理手当	終末処理場内で、悪臭、病原菌、有害物質等に汚染の危険のある区域内での点検、保守、管理業務に１日２時間以上従事したとき	日額　320円
夜間道路作業等に従事する職員の手当	土木、建築等の工事に係る作業又はその監督の作業に、夜間現地において従事したとき	日額　320円
災害応急作業手当	１　巡回監視に従事したとき ２　応急作業等に従事したとき	日額　480円 日額　730円 （著しく危険と理事長が認めた場合はそれぞれ100/100加算）
危険物取扱作業手当	毒物、劇物等を使用して検査、化学分析、試験等の作業に従事したとき 毒物、劇物等の種類は理事長が別に定める	日額　280円
危険現場作業手当	１　管渠内において、管渠内施設の保守若しくは改良の作業に直接従事し、又はこれらの作業の監督に従事したとき ２　危険ながけ又は高所で行う監督等の作業に従事したとき	日額　450円 日額　340円

別表第５（第12条関係）

普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表

職員の区分 片道の使用距離	原動機付自転車等使用者	普通自動車等使用者
４km未満	2,000円	2,000円
４km以上　６km未満	4,240	4,240
６km以上　８km未満	5,110	5,270
８km以上　10km未満	5,980	6,300
10km以上　12km未満	6,840	7,340
12km以上　14km未満	8,150	8,650
14km以上　16km未満	9,460	9,980
16km以上　18km未満	10,770	11,310
18km以上　20km未満	12,080	12,640
20km以上　22km未満	13,390	13,960
22km以上　24km未満	14,660	15,240
24km以上　26km未満	15,930	16,510
26km以上　28km未満	17,200	17,780
28km以上　30km未満	18,470	19,050
30km以上　32km未満	19,730	20,320
32km以上　34km未檎	20,840	21,520
34km以上　36km未満	21,950	22,720
36km以上　38km未満	23,060	23,910
38km以上　40km未満	24,170	25,100
40km以上　42km未満	25,280	26,290
42km以上　44km未満	25,280	27,480
44km以上　46km未満	25,280	28,670
46km以上　48km未満	25,280	29,860
48km以上　50km未満	25,280	31,050
50km以上　52km未満	25,280	32,230
52km以上　54km未満	25,280	33,540
54km以上　56km未満	25,280	34,850
56km以上　58km未満	25,280	36,160

58km以上　60km未満	25,280	37,460
60km以上　62km未満	25,280	38,760
62km以上　64km未満	25,280	40,530
64km以上　66km未満	25,280	42,300
66km以上　68km未満	25,280	44,070
68km以上　70km未満	25,280	45,840
70km以上　72km未満	25,280	47,610
72km以上　74km未満	25,280	49,000
74km以上　76km未満	25,280	50,390
76km以上　78km未満	25,280	51,780
78km以上　80km未満	25,280	53,160
80km以上　82km未満	25,280	54,540
82km以上　84km未満	25,280	55,790
84km以上　86km未満	25,280	57,040
86km以上　88km未満	25,280	58,290
88km以上　90km未満	25,280	59,540
90km以上　92km未満	25,280	60,790
92km以上　94km未満	25,280	62,080
94km以上　96km未満	25,280	63,360
96km以上　98km未満	25,280	64,640
98km以上 100km未満	25,280	65,920
100km以上	25,280	67,200

別表第６（第19条及び第20条関係）

期末手当及び勤勉手当に係る加算措置の枠組

級	７・６	５・４	３
加　算　割　合	15%	10%	５%

別表第７（第５条の２関係）

定年前再雇用短時間勤務職員	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

別　記

第１号様式（第19条の１第４項、第５項関係）

期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書

第　　号
年　　月　　日

様

公益財団法人　千葉県下水道公社
理事長　　印

職員給与支給規程第19条の１第４項及び第５項の規定により、期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める。

第２号様式（第19条の１第４項、第５項関係）

処　分　説　明　書

<table>
<tr><td colspan="2">（一時差止処分を受ける者）</td></tr>
<tr><td>（採用年月日）　　年　　月　　日
（離職年月日）　　年　　月　　日</td><td>（処分の対象となる期末・勤勉手当）
・支給日　　年　　月　　日
・基準日　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">（離職時の勤務場所）</td></tr>
<tr><td>（離職時の職名）</td><td>（離職時の給料月額）
円
（　　級　　号給）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（一時差止処分の理由）
（思料される犯罪に係る罰条：　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（処分発令年月日）　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">（一時差止処分の取消し）　この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末・勤勉手当が支給される。
１　この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
２　この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
３　被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく退職の日から起算して１年を経過した場合（ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。）
４　処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末・勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月　　日

公益財団法人　千葉県下水道公社
理事長　　印</td></tr>
</table>